

差出人: 九州農林水産物等輸出促進ネットワーク <yushutu_sokusin-kyushu@maff.go.jp>
送信日時: 2026年6月5日金曜日 16:07
件名: 九州農政局 農林水産物・食品等輸出関連情報メールマガジンNo.3 (2026.6.5)

九州農政局 農林水産物・食品等輸出関連情報メールマガジン2026.06.05

本メールマガジンは九州地域の輸出に関連した情報発信とネットワークづくりを支援するために配信しています。

<No. 3インデックス>

- ▶【1】【情報共有】マレーシア向け野菜の残留農薬規制強化について
- ▶【2】【情報共有】輸出された日本産農林水産物・食品の各国・地域における水際検査結果 (2026年6月)

【1】【情報共有】マレーシア向け野菜の残留農薬規制強化について

令和8年6月1日から、マレーシア向け野菜の輸出規制が強化されます。
令和8年6月1日以降に出荷する以下の対象5品目につきましては、出荷貨物ごとに残留農薬分析証明書の添付が必須となり、マレーシアが定めた基準値を下回ることが確認できない貨物については入港することができませんのでご注意ください。
また、詳細は農林水産省HPに掲載しておりますのでご参照ください。

<対象品目>

- ・トマト（一部品種を除く）
- ・キャベツ（紫キャベツを含む）
- ・キュウリ
- ・赤唐辛子
- ・カラシナ

(参考)

[マレーシアにおける新たな農薬規制について：農林水産省](#)

【2】【情報共有】輸出された日本産農林水産物・食品の各国・地域における水際検査結果 (2026年6月)

農林水産省から、主な輸出先国・地域（以下「輸出先」といいます。）で最近公表された、日本産農林水産物・食品（以下「日本産食品」といいます。）の水際検査結果等についてお知らせいたします。

1. 中国（日本産食品の違反件数30件、2026年3月）

- ・日本産食品の違反件数は全445件中30件（参考：2026年2月は全452件中14件）で、国・地域別で違反件数が多かったのは上位からブラジル（79件）、米国（67件）及びアルゼンチン（53件）。
- ・日本の違反30件のうち、上海税関におけるものが19件で最多。次いで深セン税関の6件。
- ・公表されている不合格理由は、「賞味期限の食品安全国家標準不適合」が14件で最多。次いで「要求に従った証明書又は合格証明書類の未提出」が5件。

<<注意>>

- ・中国では、10都県（福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野、新潟）から輸出されるすべての食品・飼料等（新潟県産精米を除く）について、輸入停止措置が講じられています（10都県以外については農水省HPを参照）。

https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/attach/pdf/hukushima_kakukokukensa-85.pdf

・上記10都県以外で製造された製品であっても、10都県を通過したことを理由として、中国税関において輸入不可とされた事案が発生しています。輸出の際にはご注意ください。

・中国の輸入食品海外製造企業登録管理システム（国際貿易シングルウィンドウ）に登録されている製造者等の名称、住所等の情報と、産地証明書記載内容が正確に一致していないこと、また産地証明書の主要加工原料の産地及び経路が正確に記載されていないことを理由に通関が認められない事例が発生しています。
証明書申請の際は、登録された情報と正確に一致していることを十分にご確認ください。

・中国側から、中国食品安全国家基準に適合しない原材料及び添加物の使用など、製造加工工程に問題のある一部の食品生産企業について、当該企業からの輸入を一時停止するとの通達がありました。輸出にあたっては上記国家基準及び関連法令を再確認のほどお願いいたします。
（ご参考：中国海関総署輸出入食品安全局HP）

<http://jckspj.customs.gov.cn/spj/xxfw39/fxyj47/4677516/index.html>

2. 台湾（日本産食品の違反件数4件、2026年4月）

・公表された34件の違反のうち、日本産食品の違反件数は4件。内訳は、残留農薬基準超過3件（ブルーベリー2件（ピリベンカルブ）、メロン1件（メパニピリム及びイソフェタミド））及び重金属基準超過1件（ホタルイカ（カドミウム））。

《注意》

・2026年4月21日付で残留農薬基準が改正されました。（メロン／シエノピラフェン、いちご／ジチアノン、茶／イプフルフェノキンなどについて、基準値が設定）詳細は下記台湾衛生福利部のHPをご確認ください。

<https://www.fda.gov.tw/TC/newsContent.aspx?cid=3&id=31518>

・日本産いちごの残留農薬基準値超過が頻発しているため、衛生福利部食品薬物管理署は2026年5月31日までの間、日本産いちごの輸入検査において全ロット検査（検査費用は台湾当局負担）を行っていました。5月31日以降の措置については、台湾当局の発表をご確認ください。また、残留農薬基準値超過が確認された一部の事業者に対しては、上記期間に関わらず輸入申請者による検査経費負担での全ロット検査が行われています。

・日本産かんきつ（きんかん、うんしゅうみかん等）について、残留農薬基準値超過が確認された一部の事業者に対しては、輸入申請者による検査経費負担での全ロット検査が行われています。

・2025年の不合格事案の発生状況を踏まえ、2026年は以下の日本産の品目について検査を強化することを発表しています。

（検査強化品目）

いちご、うんしゅうみかん、その他かんきつ類、メロン（以上、残留農薬基準違反）、乳幼児用菓子、冷凍いわし・にしん類小魚（以上、重金属含有量基準違反）

（台湾衛生福利部HP）

<https://www.fda.gov.tw/TC/siteContent.aspx?sid=2409>

青果物の継続的かつ安定的な輸出を推進していくため、輸出に取り組む事業者の皆様におかれては、台湾の残留農薬基準の確認・順守をお願いいたします。

（農林水産省HP：残留農薬基準値に関する情報）

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html

・このように青果物で残留農薬基準値超過が頻発しており、みなさまにおかれましては、台湾向けの生産方法を採用している園地から調達されるよう、改めて確認をお願いします。

3. 香港（日本産食品の違反件数0件、2026年4月）

・同期間において、公表された違反はありませんでした。

《注意》

・輸入停止品の輸出や必要な書類の不備により、香港税関において輸入不可とされた事案が発生しておりますので、各輸出業者におかれては、香港側の輸入業者と十分に連絡をとり、適切に対応するようにしてください。

・公表された日本産食品の違反は4件。内訳は、細菌の検出2件（冷凍メバチマグロ（フィレ、刺身用）、冷凍メカジキ（フィレ、刺身用））、細菌数基準不適合2件（ラーメンスープ用ソース、ちゃんぽんスープ用ソース）。

・ 同期間において、公表された違反はありませんでした。

・公表された日本産食品の違反は8件。内訳は、有害物質の含有のおそれ1件（ふぐ）及び食品として不適格7件（フルーツゼリー）。

・公表された日本産食品の違反は1件。内容は、動物検疫手続漏れ（野菜ふりかけ及びインスタント味噌汁）。

- ・ EUIは、PPWR（包装及び包装廃棄物規則）について、ガイダンス及びFAQを公表しました（2026年3月30日付け）。ガイダンスでは、有機フッ素化合物（PFAS）規制（2026年8月12日から適用開始）について、新たに基準値の確認方法が示されました。

- ・ 具体的には、以下を満たせば、サンプルは適合とみなすことが示されています。

- ①総フッ素（TF）分析を行い、TFが50 ppm未満であること

- ②TFが50 ppmを超える場合は、TFのうち有機フッ素が50 ppm未満であること

EU向け輸出を行う事業者においては、改めて本規制内容についてご確認ください。

- ・ PPWRでは、食品に接する包装等におけるPFASの含有許容量を設定しています。

基準C) ポリマーを含む全てのPFAS : 50 ppm未満

- ・ PFASは、ポリエチレンなどの表面を滑らかにする機能があり、包装材の加工助剤として使用されていますが、昨今では、人体や環境への影響を懸念し、PFASフリーの加工助剤が実用化されています。
- ・ 農林水産省では、EU向け輸出に必要な適合性評価および宣言書の作成を行うための経費の支援や、EUの包装規制に関する情報提供を行っております。詳細は農林水産省ウェブサイトに掲載しております。

- ・ 農林水産省 輸出先国規制対応支援事業

- ・ 農林水産省 輸出先国における容器・包装に関する規制

- EU PPWR (包装及び包装廃棄物規則) 規則 (EU) 2025/40

- EU PPWR（包装及び包装廃棄物規則） ガイダンス及びFAQ

https://environment.ec.europa.eu/publications/guidance-document-packaging-and-packaging-waste-regulation-ppwr_en

・同期間において、公表された違反はありませんでした。

・中国、香港、韓国、マカオ、ロシアは原発事故に関連する輸入規制を措置しています。規制措置の内容、証明書の申請手続等については、以下のページをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/index.html



日本貿易振興機構（JETRO）や関係省庁・団体が収集した輸出に関する情報を一元的に提供しています。

農林水産物・食品の展示会や商談会等のイベント情報を提供しています。

https://www.jetro.go.jp/industry/foods/foods_schedule.html